

平成30年10月29日決定事項

- ◎12月議会から、1階市民ロビーでのモニター傍聴（生中継）を可能とし、傍聴できる会議の範囲は、本会議・議会運営委員会・常任委員会・特別委員会・特設委員会とする。

平成31年3月22日決定事項

- ◎議会改革の検討内容については、今後、議会改革検討会で最終決定するものとし、幹事長会へは決定事項を取りまとめて報告する。名称を「議会改革推進委員会」に変更し、正副委員長を設置する。